令和８年産香川県産農産物銘柄設定等意見聴取会議事録

第１　開催日時：令和７年 12 月８日（月曜日）13 時 00 分～13 時 55 分

第２　開催場所：高松サンポート合同庁舎南館 108 会議室

第３　出席者

（行政機関）

香川県農政水産部　農業生産流通課　主任　加藤　大貴

（学識経験者）

香川県農業試験場　作物・特作研究課　課長　山地　優徳

（登録検査機関）

香川県農業協同組合　営農部　農産課　野口　靖雄

（申請者・生産振興団体）

セトラスホールディングス株式会社　事業推進室　室長　北川　師士

（実需者）

土佐酒造株式会社　代表取締役　松本　宗己

（中国四国農政局）

生産部生産振興課　上席農政業務管理官　西田　幸弘

生産部生産振興課　農産物検査係　係長　荒尾　健一

第４　議題

１．開会（農政局）

定刻となりましたので、只今から令和８年産香川県産農産物銘柄設定等意見聴取会議を開催致します。本日は、ご多忙の中ご参集頂きましてありがとうございます。

２．あいさつ（農政局）

省略

３．事務連絡（農政局）

省略

４．銘柄設定の申請内容の説明

ア　「醸造用玄米：吟の夢」設定の申請

（申請者（セトラスホールディングス株式会社）の説明）

申請の内容について当社の方から説明致します。

申請する理由としては、酒造会社との契約で当該品種を香川県で生産するためです。

これについて補足の説明をさせて頂きます。当社は令和２年から新規事業部門として、農業関連の取り組みを始めました。令和６年からは、事業本部を発足し本格的に農業関連

の事業を進めてまいりました。その中で、香川県産の酒米を使った日本酒の製造及び販売に取り組むことになり、この度高知県で酒造業をされている「土佐酒造株式会社」(以下、「土佐酒造」という。)に協力を頂きまして、その委託先である「土佐酒造」からの要望で本品種の生産に取組むことなった経緯があります。

今年の栽培については、香川県の三木町（県東部に位置する町で、南側半分ほどが讃岐山脈の中山間地域）の小蓑地区（中山間地域で棚田が有名）で約 70ａ栽培致しまして収穫量は約 2.4t を得ました。当社の計画では、会社の事業計画に関わるので詳細は説明出来ませんが、香川県内で令和 10 年度までに 10 ヘクタールまで作付けの拡大をしたいと考えております。そのため、今般、産地品種銘柄としての設定を、要望させて頂いたというところです。

続いて生産の状況ですが、先ほど言いましたように、令和７年度に三木町で約 70ａ、今年の６月初旬２日３日４日の３日間に分けて田植をして９月 22 日に収穫が終わっています。栽培につきましては、三木町小蓑地区にある、株式会社山南営農組合へ栽培委託という形で作って頂いて、当社が生産物を買取り卸すという流れです。

検査を行う予定の登録検査機関名ですが、香川県農業協同組合にお願いしています。

品種特性等で、農産物の特性につきましては、後ほど実際に検査を行います香川県農業協同組合から説明があると思いますので私の方からは説明は割愛させて頂きます。

生育の特性ですが、稈長につきましては中程度で山田錦より低く、倒伏しにくい特性です。出穂期については、中生からやや晩生で、耐病性については中程度。収量につきましては、山南営農組合が特別栽培農産物の認定を受けて栽培しているということで、肥料が通常の「吟の夢」が要求するような散布量に比べると少なかったようで、山田錦と同様の肥培管理をすると、収穫量が少ないということです。

来歴ですが「吟の夢」は高知県の農業技術センターが「山田錦」と「ヒノヒカリ」を交配して育成した品種となっております。

育成者権の侵害についてですが、「吟の夢」の品種登録が 2002 年の１月に行われ、20 年が経過したことで、2020 年の１月に育成者権が消滅しており、育成者権の侵害は無いとご理解頂けたらと思います。申請の内容について私からの説明は以上です。

イ　「醸造用玄米：吟の夢」品種鑑定上の特徴説明

（登録検査機関（香川県農業協同組合）の説明）

品種鑑定上の特徴を説明致します。

今回、申請者から「吟の夢」の鑑定用試料を頂き「山田錦」との比較をさせて頂いたところ、外観品質の特徴としまして、「山田錦」と比較して粒形が一回り小さく、色は淡い飴色で、光沢、皮部の厚さは同程度。心白の発現の程度は中程度で、山田錦より少なく心白の大きさは、やや小さい。縦溝は浅く、胚の大きさは中程度で、エグレはやや浅く、いずれも山田錦とほぼ同等。「吟の夢」の千粒重は 24.7g で、「山田錦」の 27.8g より１割程度軽い。現物の確認をさせて頂きまして、登録検査機関として、検査可能と言う判断を致しましたので宜しくお願いします。

５．申請サンプルの確認

出席者全員で申請サンプルを確認

6．意見聴取

（農政局）それでは、再開します。議題（3）の意見聴取に入りたいと思います。ご出席の方のご意見を頂きたいと思いますが。

ご発言がないようなのでお聞きしますが、香川県で醸造用玄米を委託栽培し、高知県の酒造メーカーで委託醸造をして出来た日本酒は、セトラスホールディング株式会社が販売するのでしょうか。

（実需者）　セトラスホールディングス株式会社の、社長のプランの１つで、瀬戸内海沿岸エリアから太平洋沿岸まで広がったのですが、このエリアを盛り上げたいということで、当初、土佐酒造株の商品を四国内、瀬戸内海沿岸、西日本、世界に紹介していくというお考えで、それを実際紹介する飲食を伴う店舗での販売のお話の中で、微生物だったりイチゴ栽培の話があり、ならばお米から栽培してお酒を造ればと盛り上がりまして。

（申請者）補足しますと、当社の事業の中に「日本の農業を元気にする」「農産物のリブランド化」を掲げ行っておりまして、その中で特に、「瀬戸内海を中心に、もう少し広く言いますと、中国四国地方の農家の応援を重点的にしたい」としております。当社傘下の会社で、食品の加工や販売を行う会社があり、すでに酒類販売免許も取得しており可能であれば、香川県産の酒米を使ったお酒を作って、弊社のＥＣサイトや、先ほどお話のあった飲食店などで販売をして地域の活性化を図っていきたい、という方向性でございます。

（農政局）先ほどお話もありましたが、将来的に大体どのぐらいの規模で栽培を予定していますか。

（申請者）当社の事業計画では、令和 10 年で 10 haまでは拡大したいと考えています。

これも、お酒の売れ行き次第で変わるとは思いますが。

（農政局）　香川県として、醸造用玄米を産地品種銘柄として設定をしており、「雄町」と「山田錦」が設定されているが、検査数量は「山田錦」で約 20 トンと少ないが、生産振興について何かされておられますか。

（行政機関）酒造組合からは生産量を増やしてほしいとは言われています。

１つ、質問をして宜しいでしょうか。10 haまで拡大するということですが、どういう地域で栽培されますか。ある程度の目途が立っている状況でしょうか。

（申請者）先ほど実需者の方が言われたように、出来るだけ品質の高いものを確保したい。だから標高の高い所が希望ではありますが、元々香川県は耕地面積が広い訳ではないので、いくつか平地の圃場を増やしまして、その中から標高は低いが、そこそこの品質のものが取れる圃場が見つかれば、そこを重点的に面積の確保をしていき、当社の目標である 10 haまで拡大したいと思っております。

（行政機関）作付けする圃場はどの様なところを探すのか。例えば、既存の酒米を作っているような場所をあたっていくのか、それともそれ以外の場所で行うのか。

（申請者）既存の酒米を作っているような場所については、既に販売契約などが結ばれていると思われますから、それ以外の別の場所を新規開拓で行うつもりです。

（農政局）今回の産地品種銘柄設定が、香川県として、現在進めている酒米の生産振興など

に影響するでしょうか。

（行政機関）お話を伺ったように、新規開拓ということで、既存の酒米を作っている地域以外での生産活動と考えられますので、特に問題は無いと考えます。

答えられなかったらお答えにならなくて結構なのですが、価格設定についてお伺いしても宜しいか、例えば1等いくらぐらいを目指しているとか。

（申請者）既存酒米について、詳しい統計資料が出てないので過去の単価の推移を参考にしますと、通常の年でうるち玄米より60キロ当たり、1万円程度単価が高かったと思っています。そういった情報も参考にしながら、市況と相談しながら提供を頂くようになると思います。そもそもの生産量（単収）が少ないので、それを補う価格の設定が出来ればと考えております。

（農政局）農業試験場の方にお伺いしますが、「吟の夢」の栽培試験データなどは無いですよね。

（学識経験者）香川県では栽培試験を実施しておりません。高知県の栽培試験データについて目を通しましたが、申請書類に書かれているように、葉いもち（水稲に発生するカビによる主要な病害）は「山田錦」に比べて強いものの、穂いもちは同程度でしたので、そういった部分は留意する必要があると思います。見た範囲において「山田錦」よりは、作りやすい品種かなという印象は受けました。

（農政局）香川県において、栽培に適していると思われますか。

（学識経験者）三木町の小蓑は立地条件的には土佐町と同じようなイメージはありますので、それほど問題にはならないような気がします。水の確保といった部分は気にはなりますが。あと気温について平地で作るとなると、高知県と比べますと、夏は暑くなりまし、水も溜池の水を利用すると思いますので、水温は高いですし、そういった部分での影響は出るかもしれない。

（農政局）種子の確保については、実需者側から供給されるということか。

（実需者）当地（高知県）において、種子生産がされており、種子検査・農産物検査を受けた種子を入手出来ますので、必要量は供給します。

（農政局）素人考えですが、香川県であれば産地銘柄になっている「山田錦」を生産して醸造用に使用することは考えなかったのでしょうか。

（実需者）当社で取扱っている「吟の夢」の量が圧倒的に多く、醸造用への加工に慣れているので「吟の夢」の栽培を進めたところです。

（農政局）他に何かご意見とかがございますか。

７．まとめ（農政局）

ただ今、「吟の夢」の銘柄設定について、皆様からご発言を頂きました。その結果を改めて確認をさせて頂きます。

ご出席の皆様方から、銘柄設定についてそれぞれの立場からご発言なり、ご意見を頂きました。結果、「吟の夢」について、銘柄設定の要件をクリアしている。特性、品質の状況なども問題ない。特段の反対意見もないことから、銘柄に設定することは「適当」であると判断させてい頂きたいと思います。

後日、頂きましたご意見を基に議事録を作成し、申請書とともに農林水産省農産局長へ報告させていただきます。

農産局で産地品種銘柄の設定について議論され、産地品種銘柄として設定されれば、来年３月末までに規格規程の改正が行われます。その際には関係者の皆様にも私どもから規格規程の改正通知も送付させて頂きます。また、申請者様にも結果の通知を合わせて送付させて頂くということで事務を進めて参ります。

なお、産地品種銘柄として設定されれば、県内の登録検査機関にサンプルの配布を行いますので、申請者様には農政局あてに１kg程度提出いただくこととなります。

８．閉会

この他に皆様方から特段のご発言がなければ、以上を持ちまして「吟の夢」についての国内農産物の銘柄設定等に係る意見聴取会を閉会とします。

本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございました。